

「健康食品」について

「健康食品」とは

一般的に、健康の保持増進に資する食品として販売・利用されている食品全般を指して「健康食品」と呼ばれていますが、健康増進法※に定めている「保健機能食品」を除いて、法律上の明確な定義はありません。

※保健機能食品の制度については、消費者庁が所管しています。

健康食品の安全性確保について

国民の健康に対する関心の高まり等を背景として、これまで一般に飲食に供されることのなかったものや、特殊な形態のもの等、様々な食品が「健康食品」として流通する中で、消費者により安全性の高い製品が供給されるためには、以下のような製造段階から販売段階、健康被害情報の収集・処理にわたる幅広い取組が必要であると考えられます。

製造段階における具体的な方策

- (1)原材料の安全性の確保(文献検索を実施、食経験不十分なときは毒性試験を実施)
- (2)製造工程管理(GMP)による安全性の確保(全工程における製造管理・品質管理)
- (3)上記の実効性の確保(第三者認証制度)

健康被害情報の収集及び処理体制の強化

因果関係が明確でない場合も含め、より積極的に情報を収集

※医師等を対象に「健康食品」の現状や過去の健康被害実例等について情報提供

消費者に対する普及啓発

- (1)製造事業者による適切な摂取目安量や注意喚起表示
- (2)アドバイザースタッフの養成課程や活動のあり方について一定の水準を確保

安全性・有効性の情報について

独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ

『「健康食品」の安全性・有効性情報』 <http://hfnet.nih.go.jp/>

からだの生理的機能などに影響を与える保健機能成分を含む食品で、血圧、血中のコレステロールなどを正常に保つことを助けたり、おなかの調子を整えるのに役立つなどの特定の保健の用途を表示するもの

栄養素(ビタミン・ミネラル)の補給のために利用される食品で、栄養素の機能を表示するもの

医薬品
(医薬部外品を含む)

保健機能食品

特定保健用食品
(消費者庁による許可制)
(表示内容)
・栄養成分含有表示
・保健用途の表示
(栄養成分機能表示)
・注意喚起表示

栄養機能食品
(規格基準型)
(表示内容)
・栄養成分含有表示
・栄養成分機能表示
・注意喚起表示

いわゆる「健康食品」

食 品